

滞納は許さない！ 滞納処分

さらに強化します 自立した町づくりのために



本町は、町の将来の指針である第5次総合計画に定めた「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」を実現するために、各種施策に取り組んでいます。その財源の中心となるのが、皆さんに納めていただいている各種の税金です。しかし、実際には多くの滞納が発生しているのが現状です。税金の滞納は、福祉や教育の充実、産業の振興といった町の振興や発展のための財源が確保できないということにつながり、町民生活の損失といえます。滞納は、納税している方との公正を欠く行為であり、決して許されることではありません。ここでは、現在行っている滞納処分の状況についてお知らせします。

滞納は納税者との公平性を欠く行為

「納税は、納期内に自主的に納めていただくのが基本です。納期限までに納付がないものは、理由のいかんを問わず「滞納」と呼びます。滞納は、納期内に納付していただいている大多数の善良な納税義務者の方との公平性を著しく欠く行為です。さらに、督促状の送付など、余分な経費に税金を使う結果にもなります。」

町では、納税相談なども行わず、納付する意思がない悪質な滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底して行っています。

督促状の発送・差し押さえなどを実施

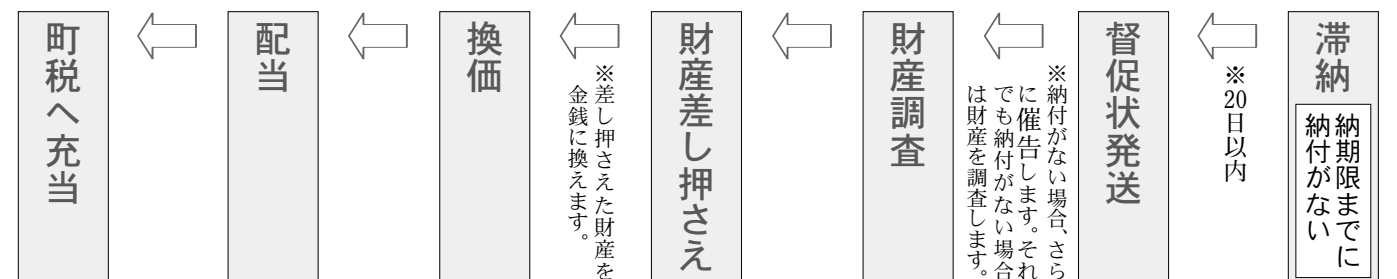
納期限が過ぎても町税の納付がない場合は、理由を問わず自動的に督促状を送付します。よく「納め忘れただけなのに督促状が届いた」とのご連絡をいただきます。地方税法では、納期限後20日以内に督促状を発送し、発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には差し

押さえをしなければならぬと定められています。(地方税法第331条など)町では、納期限までに納めた方々との公平性を図るため、給与・預金などの財産調査を行い、延滞金を含め、滞納している町税を強制的に徴収することになります。

【財産調査について】

- 滞納している方の財産を調査します。
- ① 給与調査／勤務先に対して給料の照会を行います。
 - ② 預金調査／どこの銀行に口座があり、預金内容がどうなっているのかを調べます。
 - ③ 不動産調査／所有している不動産の登記簿を調べ、換価価値があるかどうかを判断します。
 - ④ 生命保険調査／生命保険会社に照会を行い、契約内容について調べます。
 - ⑤ 捜索／調査しても財産が不明な時などは、国税徴収法第142条に基づき、自宅や事務所などの家宅捜索を行います。
- ※これらの調査は、全て国税徴収法第141条に基づく滞納処分のための調査であり、個人情報保護法の適用を受けません。

滞納処分の流れー滞納処分は法律に基づいた強制処分ですー



【発見した財産の差し押さえ】

調査の結果、財産が判明した場合には、差し押さえの手続きに入ります。

▼給与差し押さえの例

勤務先に対して毎月の給料から強制天引きを依頼し、滞納町税へ充当します。

▼捜索の例

自宅内などを捜索して、保有している動産類や有価証券などを差し押さえ(生活必需品は除きます)、換価し、滞納町税へ充当します。

自動車であれば、タイヤロックをかけて公売(インターネット公売など)により換価し、滞納町税に充当します。

▼生命保険差し押さえの例

生命保険会社へ依頼し、該当する生命保険を差し押さえます。

平成24年度 町税の滞納処分件数と金額

区分	延べ件数	金額
預貯金	75件	15,589,305円
給与	5件	372,200円
生命保険	8件	1,921,600円
国税還付	50件	956,019円
その他	23件	4,776,614円
合計	161件	23,615,738円

差し押さえにより直ちに保険契約が解除されるわけではありませんが、納税方法についての相談や法の定める期間までに滞納している町税が完納されない場合は、解約権を行使し、解約返戻金終身生命保険や養老保険を途中で解約した場合は、解約時に戻ってくるお金のことを、その町税に充当することになります。

このように、町税などを滞納していると社会的信用を失うだけでなく、これまで積み上げてきた大切な財産を失うなど、不利益しか生じません。

滞納者からは延滞金を徴収

町税を納期限までに納めなかった場合、この税のほかに年14.6%の割合で延滞金が発生します(滞納した税金が1万円の場合、1日あたり4円の延滞金となります)。

納期限までに納めた方々の公平性を図ることはもちろんですが、年間1万通にも及ぶ督促状発送などの郵送料や財産調査など、滞納処分には多くの経費がかかるため、必ず徴収しています。

事情がある場合はご相談ください

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に町税を納期内に納めることが困難な方には、生活状況などをお聞きした上で、分割納入や徴収の猶予などができる場合があります。必ず、納税相談をしてください。そのまま放置せず、まずは納期内にご連絡をお願いします。

納税者の視点で大切に

経済や雇用環境がなかなか改善されない状況の中、苦勞しながらも納税している方々の立場や視点を大事にし、町税の滞納をなくすために、やむなく滞納処分をしています。

しかし、納税意識を全く持たない悪質な滞納者がいることも事実です。そのような中でも、日常生活が厳しい状況にある方たちの納税相談などにも真摯(しんしん)に応じたいです。相話しやすい税務課窓口を目指しています。

今後、さらなる収納率の向上を目指して取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町税などのお支払いは口座振替が便利です

- ▶ 便利です…納入のために、わざわざお出かけになる必要がありません。
 - ▶ 確実です…うっかり納入期限を忘れてしまうことがなくなります。
- いつの間にか滞納となり、納入に苦心することなくなります。

- ◆ 口座振替できるもの／町・道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、住宅使用料(公営住宅)、介護保険料、水道使用料、下水道使用料など。
 - ◆ 取り扱う金融機関／釧路信用金庫本・支店、北洋銀行本・支店、摩周湖農業協同組合、ゆうちょ銀行
 - ◆ 手続きに必要なもの／通帳、通帳の届け出印
 - ◆ 申し込み先／取扱金融機関・役場税務課・川湯支所
- ※ゆうちょ銀行については、各郵便局窓口での手続きとなります。

平成25年度 町税などの納期一覧(11月～3月)

月	納期限	固定資産税	町道民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者保険料
12月	12月2日(月)	4期		6期		6期
	12月25日(水)		4期	7期	4期	7期
1月	1月31日(金)			8期		8期
2月	2月25日(火)			9期	5期	9期

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)